

【事案Ⅲ－３】自然災害共済金請求

・2021年6月2日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、2020年8月に自宅に固定設置されている床置きエアコンの排水管が詰まり漏水が発生し、ダイニングキッチンや洗面脱衣所に漏水した水が流れて、無垢のフローリング材に染み込み変色させたとして火災共済金の請求をしたが、水漏れを起因とした機能の損失・低下は生じていないから復旧を要する実質的損害はないとして支払がされなかったことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は今回の被害は水漏れ被害の対象になるものとして、共済金の対象となる部分を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

2020年8月に、建屋に固定されている床置きエアコンの排水管(ドレンホース)が詰まった事で漏水が発生し、リビングダイニングキッチン、洗面脱衣所まで漏水した水が流れ、無垢のフローリング材に染み(変色)が発生した。

約款・事業規約には「事故によって共済の対象に損害が生じた場合に火災共済金をお支払いします。」と記載があり、「機能の喪失、あるいは低下が認められる必要がある。」とは表示されていない。

無垢のフローリング材に水漏れによる染み(変色)が発生した現状を「損害」と考えるが、被申立人が依頼した鑑定会社の調査結果では「水漏れを起因とする機能の喪失、あるいは低下が認められない為、復旧を要する実質的損害は無い。」とあった。その根拠は約款・事業規約の何条を基にしたのか回答を望む。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

裁定申立書の写真および調査報告書の写真によっても、申立人が主張する「無垢のフローリング材に染み(変色)」を確認することはできず、申立人が主張する漏水事故によってどのような損傷が発生したのか特定は全くなされない。

フローリング材の床が水濡れすることは平常の使用または管理においても起こりうるものであり、水濡れにより一定の変色等が生じ得るものである。

申立人が「染み」が発生したと主張する洗面脱衣所は日常的に水濡れが発生しやすい箇所であり、本件事故は、新築から約 27 年経過後に発生している。脱衣所の床に相当程度の経年劣化が認められることを踏まえれば、日常の使用により変色等が生じ得るものである。このような変色については、免責の対象である。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

洗面脱衣所の床のうち、洗濯機防水パン南西端の南西側の床に、黒色及び焦げ茶色に変色した染み（変色）の存在を認めることができるが、当該染み（変色）周辺の床が漏水事故により水濡れしたのは短時間 1 回限りであったこと、漏水した水は木材に変色を生じさせるような性質濃度の物資を含まない普通の水であったこと、当該染み（変色）周辺の床よりも長時間にわたって漏水で水濡れしていた床部分には染み（変色）が生じていないこと等から、当該染み（変色）の原因が漏水事故による水濡れであるとは認められない。